

# カーチス在庫車両に関する売買規約

## 第1章 総則

### (総則)

第1条 この規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社カーチス（以下「当社」といいます）が運営するカーチス倶楽部（以下「本組織」といいます）のウェブサイト（<http://www.carchclub.com/>、以下「倶楽部サイト」といいます）に当社が取り扱う中古自動車（以下「車両」といいます）の情報を掲載し本組織の会員（以下「会員」といいます）との間における売買取引に関する基本事項を定めるものであり、本規約に定めのない事項については、「カーチス倶楽部会員規約」の定めるところによるものとします。

## 第2章 在庫車両閲覧

### (在庫車両閲覧)

第2条 当社は、車両の情報を倶楽部サイトに掲載し、会員はこれを閲覧することができるものとします。

### (車両状態評価書)

第3条 当社は、車両の状態について記載された車両状態評価書を倶楽部サイトに記載するものとします。

- 2 前項の車両状態評価書に記載された内容は、車両の状態を保証するものではなく現車の状態と相違がある場合であっても、会員は、当社に対して何らの補償を請求することはできないものとします。

## 第3章 車両購入

### (車両購入に関する問合せ)

第4条 会員は、倶楽部サイトに掲載された車両に関し、詳細画面に掲載された価格でこれを購入することができ、購入を希望する場合は、倶楽部サイトの在庫紹介画面で当該車両の概要を確認した上で、当社に対し申し込むものとします。

### (個別契約の締結)

第5条 会員は、車両の購入を申し込む場合には、当社と別途個別の契約（以下「個別契約」といいます）を締結するものとします。

- 2 個別契約は、購入の申込に対し当社が承諾の意思表示をしたときに成立するものとします。

- 3 本規約の定めと個別契約の定めが異なる場合は、個別契約の定めを優先するものとします。

#### (代金の決済)

第6条 個別契約における代金の決済方法は、原則として現金振込みとし、会員は、車両価格にかかる消費税、およびリサイクル預託金相当額を車両価格に合算した金額(以下「購入代金」といいます)並びに第11条に定める未経過自動車税相当額を当社が指定する金融機関口座に振込み支払うものとします。

- 2 会員は、前項の購入代金等の決済を個別契約成立の日から起算して原則3営業日以内に行うものとします。ただし、会員が個別契約時に当社が提供する別途定める決済方法を選択した場合はこの限りではありません、なお、振込手数料は会員の負担とします。

#### (所有権の移転)

第7条 購入車両の所有権は、前条による購入代金等の入金 completed したときに当社から会員に移転するものとします。

#### (車両の引渡し)

第8条 購入車両の引渡し手続き及び引渡し日については、当社の指定する手続および日時に従うものとします。なお、引渡しにかかる費用は会員の負担とします。ただし、会員が当社の承諾を得た場合はこの限りではありません。

- 2 当社は、購入代金等の入金を確認できるまでの間、当該購入車両の引渡しを拒否することができるものとします。

#### (譲渡書類の送付)

第9条 当社は、会員が予め指定した当該会員の店舗または事務所に宛てて、購入車両の名義変更のために必要な書類(以下「譲渡書類」といいます)を送付するものとします。

- 2 前項の送付にかかる費用は当社が負担するものとします。
- 3 当社は第6条に定める代金の入金が確認できるまでの間、会員に対して譲渡書類の送付を拒否することができるものとします。

#### (名義変更の義務)

第10条 会員は個別契約成立の日から起算して30日を期限とし、購入車両の移転登録または抹消登録を完了させ、また、当該期限内に当社に対して、名義変更後の自動車検査証(移転抹消登録の場合は抹消登録証明書(軽自動車の場合は自動車検査証返納証明書)以下同じ)の写しを送付(ファクシミリによる送信も可)しなければならないものとします。なお、ファクシミリ送信の場合、会員は当社に対し、到着の有無を電話にて確認しなければならないものとします。

- 2 当社は、前項の期限内に名義変更後の自動車検証の写しを確認できない場合、会員に対して1万円のペナルティを課し、前項の期限以後当社が自動車検査証の写しを受領するまで、1週間経過毎に更に1万円加算するものとします。
- 3 名義変更遅延により、新年度の自動車税が旧名義人に課税された場合（3月契約は除く）、会員は当該年度の自動車税相当額及び前項記載のペナルティに加算し2万円の名義変更遅延ペナルティを支払うものとします。

（自動車税の取り扱い）

第11条 会員が車検有効期間のある車両を購入する場合、当該車両の自動車税を次のとおり取り扱うものとします。

- （1）車両が登録車の場合、第6条の購入代金支払時に契約翌月以降の未経過自動車税相当額（月割額）を当社に支払うものとし、車両が軽自動車の場合は、これを徴求しないものとします。
- （2）（1）の定めにかかわらず。3月契約の場合、会員は次年度の年税相当額を支払うものとし、当社は前条に定める自動車検査証の写しを当月までに受領した場合に限り、会員に年税相当額を返金するものとします。

（譲渡書類の差し替え及び再発行）

第12条 会員における譲渡書類の紛失、失効及び書き損じによる差し替え、再発行については以下に定める手数料をもって依頼するものとします。

（1）登録車

抹消登録証明書の紛失	10万円
自動車検査証、委任状、譲渡証明書、住民票、戸籍謄本の紛失	6万円
委任状、譲渡証明書、住民票、戸籍謄本の差し替え	1点につき 2万円

（2）軽自動車

返納証明書の紛失	5万円
自動車検証、OCRシート、新依頼書の紛失	3万円
OCRシート、申請依頼書の差し替え	1点につき 2万円

- 2 差し替え、再発行はすべて当社を通じて行うものとし、万一これに違反した場合には、前条記載のペナルティに加え、禁止行為によるペナルティとして金3万円を支払うものとします。
- 3 会員は、当社が求めた場合は、当該購入車両の自動車保管場所証明書の写しを当社に提示する事とします。

（名義変更前の交通違反）

第13条 会員は、名義変更前の購入車両にて交通違反、事故等（迷惑駐車含む）を起こし、旧名義人に迷惑をかけた場合、ペナルティとして金3万円を支払うものとします。

(契約不適合責任)

第14条 当社は会員に対し、購入車両を現状有姿のまま引渡すものとします。なお、購入車両の引渡し後においては、当社は契約不適合責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失に起因する場合はこの限りではありません。

(解約)

第15条 個別契約成立後において、会員からの一方的な解約は原則としてこれを認めないものとします。ただし、車両価格20万円以上の購入車両について、個別契約成立後1週間後の17時迄に当社に解約の旨の申し出があり、且つ購入代金の10%もしくは5万円いずれか高い方の金額に、次の各号の費用を加えた金額を当社に支払った場合には、会員は当該個別契約を解約することができるものとします。

(1) 当社が個別契約成立にあたり会員からの希望による修理を行うために要した費用がある場合には、その費用

(2) 当社が購入車両の引取輸送を手配する場合には、その費用

(3) その他、当社が負担した実費費用の全て

2 前項の場合、会員は、速やかに受領済みの譲渡書類を当社に返送するものとします。なお、譲渡書類の送料は会員が負担するものとします。

3 購入車両の納車後の解約の場合、当該購入車両の引取り手続きについては、会員の費用負担において当社が行うものとし、会員は当社の指示に従うものとします。また、その他解約に関し必要な処理については、当社の指示に従うものとし、会員は異議を申し立てないものとします。

## 第4章 その他

(秘密保持)

第16条 会員および当社は、本規約および個別契約により知り得た相手方の営業上の秘密を第三者に開示・漏えいしてはならないものとします。

(禁止事項)

第17条 会員は、次の各号にあげる事項を行ってはいけないものとします。

(1) 倶楽部サイトに掲載した車両価格を、当社の事前承諾なく第三者に対して開示すること。

(2) 当社が個別契約に基づく購入代金等の入金を確認する以前に、購入車両の搬出手続きおよび当社に対して譲渡書類送付の請求を行うこと

(3) 会員が予め当社に届出た以外の場所を、譲渡書類の送付先として指定すること

(4) 購入車両の元の名義人へ直接連絡すること

(5) 購入車両の元の名義人が容易に判別できる状態で転売すること

- (6) 購入車両を用いて法令等に違反すること
- (7) その他、購入車両の元の名義人に対する迷惑行為
- 2 前項については、会員が本組織の会員たる資格を失った後においても効力を有するものとします。

(解除)

第18条 当社は、会員が次の各号に該当する場合には、何らの催告を要することなく個別契約の全部または一部を解除することができるものとし、当社が被った損害の賠償請求を行うことができるものとします。

- (1) 前条に定める禁止事項を行ったとき
- (2) 本規約または個別契約に違反し、相当期間に是正の催告をしたにも係わらず、当該期間内に是正されないとき
- (3) カーチス倶楽部ゴールド会員の会費等の支払に遅延が生じたとき
- (4) 仮差押、差押、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき
- (5) 民事再生手続、会社更生手続の開始、破産手続開始若しくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生手続、会社更生手続の開始若しくは破産手続開始の申し立てをしたとき
- (6) 監督官庁より営業停止、または営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (7) 営業の廃止若しくは変更、解散の決議をしたとき、または清算に入ったとき
- (8) 自ら振出し若しくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (9) 財政状況が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当事由があるとき

(退会後の措置)

第19条 会員が本組織の会員たる資格を失った時点で、既に成立した個別契約があるときは、当社は未履行の個別契約に限り解除することができ、当社が個別契約を継続させる場合は、当該個別契約の履行が完了するまで、本規約はなお効力を有するものとします。

(免責)

第20条 当社が倶楽部サイトに提出する車両情報詳細および車両状態について、当社はその正確性を保証するものではなく、これにより会員に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

- 2 倶楽部サイトのサーバ、ネットワーク機器、回線等の故障、停止、停電、天災、保守作業、その他の理由によりサービスの中断、遅延等が発生し、その結果会員が損害を被った場合においても一切の責任を負いません。
- 3 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、提携会社の都合、その他

当社の責に帰することができない事由により、当社が個別契約の全部又は一部を履行できない場合は、当社その責任を負わないものとし、会員はこれを予め了承するものとします。

(合意管轄)

第21条 会員は、本規約および個別契約上の紛争について、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(改定)

第22条 当社は、必要に応じ随時、本規約の改定を行うことができるものとし、会員はこれを予め了承するものとします。

- 2 会員は、本規約の改定があった場合でも、何ら異議を唱えず、当社に対して一切の損害賠償等を請求しないものとします。
- 3 当社は、本規約に改定があった場合は倶楽部サイトに掲出することをもって告知するものとし、その掲出をもって効力が発生するものとします。

改定 : 2022年 5月 6日